

社会福祉法人 正和会 役員等費用弁償及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正和会定款第5条に規定する評議員、第6条に規定する評議員選任・解任委員及び第15条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）の費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が、次に掲げる業務等に従事した場合は、別表に掲げる費用弁償を行う。

- (1) 理事会への出席
- (2) 監事の監査執行
- (3) 評議員会への出席
- (4) 評議員選任・解任委員会への出席
- (5) 法人運営に必要な業務への従事

2 費用弁償は、業務等の都度行うものとする。

(旅費)

第3条 役員等が法人運営に必要な業務を執行する場合の旅費は、社会福祉法人正和会旅費規程（以下「旅費規程」という。）によるものとし、支給額等は施設長の額を適用する。但し、前条第1号、第2号、第3号及び第4号の業務には旅費を支給しないものとする。

2 前条の費用弁償を行った場合、旅費規程に定める日当は支給しないものとする。

3 旅費の支給方法は、旅費規程による。

付 則

この規程は、平成15年8月28日に遡って施行する。

付 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年3月11日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	費用弁償支給額
理事会への出席	1日 10,000円
監事の監査執行	1日 (上限)50,000円
評議員会への出席	1日 10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	1日 5,000円
法人運営に必要な業務への従事	1日 10,000円